

原案作成段階から JIS 制定等（公示）までの変更点
（民間団体が自主的に JIS 原案作成を行う場合）

平成 29 年 4 月
経済産業省 産業技術環境局
国際標準課 / 国際電気標準課

平成 29 年度から、経済産業省が主務大臣となる JIS 原案作成について、次のとおり実施しますのでお知らせします。

1. 事前調査は、日本工業標準調査会での調査審議が円滑に行われることを目的として、JIS 原案作成開始前に、国際規格との整合、規制・調達・JIS マークとの整合、原案作成委員会の構成等が適切に措置されているか等を確認するものです。平成 29 年度から、事前調査の窓口業務を、一般財団法人日本規格協会（JSA）が、以下のとおり実施します。

工業標準化法第 12 条に基づく申出を経済産業省へ行おうとする民間団体（原案作成団体）は、事前調査で用いる申出用調査表に必要事項を記入し、JSA へ提出してください。必要事項が記載されていない場合は、JSA にて受理しないことがあります。不明な点がありましたら、予め JSA に相談してください。

JSA では、申出用調査表の記載内容等に矛盾や齟齬の無いことを確認します。また、原案作成団体は、JSA との間で様式調整（2. 参照）の時期について合意してください。

JSA での確認が終わったら、原案作成団体は、経済産業省のヒアリングを受けていただきます。ヒアリングは書面又は対面で行うものとし、対面で行う場合は、JSA から原案作成団体に、時間場所等の連絡をさせていただきます。

実施方法、申出用調査表の様式、記載内容等の詳細は、JISCHP 及び JSAHP にてお知らせいたします（4 月下旬を予定）。

2. これまで、申出後に JSA で実施していた第三者の専門家による規格調整分科会は、廃止することとしますが、様式調整（JIS Z8301 との整合確認、校正（原案の完成度の観点から、JSA が外部専門家等を活用））の業務は、申出前（原案作成終了後又は原案作成と並行して）に JSA で実施します。また、様式調整が終了した原案は、以後、JSA が原本管理しますので、申出前に修正がある場合は、JSA にご相談ください。

3. 事前調査後から日本工業標準調査会への申出までのフォローを JSA が行います。原案作成団体は、原案作成開始から申出までの手続や運営で不明な点がありましたら、JSA に相談してください。

原案作成団体は、様式調整終了までの間に、「審議経過報告書」を JSA に提出してください。JSA では、申出用調査表との整合を確認します。

JSA での確認後、経済産業省において、日本工業標準調査会での審議及び WTO/TBT 協定に基づく意見受付公告を前提に、「審議経過報告書」の内容が整っていることを確認・修正するとともに、原案作成団体が行う申出時期についても、原案作成団体と経済産業省との間で再確認します。

原案作成団体は、ここでの確認・修正を反映して、申出していただきます。

他省案件については、従来どおり、他省担当者にご相談ください。

4. JIS 制定等（公示）後の工業標準化法に基づく 5 年見直し調査に加え、担当団体の移管手続きの窓口は、JSA が行います。
5. 経過措置について、経済産業省では、以下の措置を講じます。
既に申出用調査票を経済産業省に提出している原案作成団体におかれましては、今までどおり、原案作成を進めてください。また、経済産業省に提出した申出用調査票を、JSA に提出してください。また、申出前に様式調整（2. 参照）を実施します【JSA が、審議予定一覧等の情報を元に、該当する団体に連絡をいたします】。
既に原案作成中で、申出用調査表を提出していない原案作成団体におかれましては、申出用調査表に記入の上、平成 29 年 5 月中に JSA へ提出してください。既に申出されている分については、JSA にて様式調整を行い、日本工業標準調査会の専門委員会の調査審議を経ることとなります（CSB で申出されている分は部会）。

問合せ先：

電話：03 - 3501 - 9277（国際標準課）

03 - 3501 - 9287（国際電気標準課：電気、電子、情報分野）

メールアドレス：jisc@meti.go.jp

ただし、調査表や報告書への記入方法など事前調査やフォローに関する
こと、e-jisc への入力に関することは、JSA（規格開発ユニット規格管理
グループ標準チーム）まで直接問い合わせてください。

電話：03 - 4231 - 8530

メールアドレス：sd@jsa.or.jp

（電話でのお問い合わせは、折り返しの対応となります。できるだけ、
メールでの問合せをお願いします。）